HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦前期日本織物業の産地組合組織
Author(s)	合田, 昭二
Citation	經濟學研究, 43(4), 93-108
Issue Date	1994-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31951
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(4)_P93-108.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 43-4
北海道大学 1994.3

戦前期日本織物業の産地組合組織

合田昭二

Ⅰ．はじめに

戦前の日本の産業構造において重要な地位を占めてきた織物業は，「移植産業」との対比で「在来産業」と性格規定されてきた。その「在来性」の所以は，近代以前の姿が近代になってからも継続した点にある。具体的には，①企業規模の未拡大と農工分離の不徹底，②機械化の遅れ，③経営体の自立性の未達成(問屋制前貸の存続)，などさまざまの局面にみられるが，さらに，④産地の存続，という地域的側面における在来性も在来産業を大きく特徴づけている。

織物業は，近世における商品生産の拡大の中で，生産者の集中立地，集中地域内部での問屋を中心とした生産流通機構による生産者の結合，製品の特産性(地域間の分業)という，産地産業の性格が形成されていた。そして多くの織物産地では，そうした特色が近代になってからも継承された。その後，資本主義経済発展の中で，上記の①②③は，産地による相違もあるが，昭和初期までに徐々に変化あるいは解消に向かってゆく。ところが④についてはその性格の存続はこれらの三者に比べて明瞭であり，むしろ戦後に至るまで強化された産地も多い。産地産業の性格の強化とは，産地内部においては生産企業の社会的・経済的な相互の機能的結合関係が強化され，産地外部との関係では，他産地との相違，いいかえれば全国的な生産の地域分化の中でのその産地の特色が明瞭になってゆくことである。

産地内部の機能的結合性および全国的な地域間分業は，織物業の空間的側面における特色である。したがって，産地産業としての側面に着目することは織物業の地域構造の考察であるということができる。

織物業の産地性が近代において強化された理由はさまざまに存在するが，制度的には「組合制度」が施行され，産地ごとに織物生産者や関連業者をメンバーとする組合(産地組合)が結成されたことが大きな意味をもっている。本研究は，戦前期織物業の地域構造の制度的支柱である産地組合の展開過程と，それが織物業の地域構造の形成にはたした役割を考察することを目的とする。

織物業の産地組合については，戦前期より多くの産地で組合史が刊行され，実態が記録されてきた。組合制度の研究としては工業組合を「経済統制」の視点からとりあげた磯部喜一[1]や有沢広巳[2]の研究が代表的なものである。ともに執筆の時期が本格的な戦時統制の開始(昭和12年)の直前の時期であり，大正末期に開始された工業組合制度を主な対象として，産地組合制度を資本主義経済高度化にともなう経済の組織化が中小企業の分野で実施されたもの，経済の自由主義から統制への転換として把握している。

統制として産地組合制度を分析するとき，行政の主導によって(いわば「上から」)創出された側面が前面に出されてくる。大企業業種のように寡占体制の分野ではないので，経営体の組織化は制度によって形成・維持される側面を強く持たざるを得ないからである。

1) 磯部喜一『工業組合論』甲文堂書店，1936年。
2) 有沢広巳『日本工業統制論』有斐閣，1937年。

地域構造の形成者としての産地組合の役割を考察するためには，新たな視点が必要である。その第1は，産地内部に組織化＝組合制度を求める必然性が存在したことを明らかにすることである。そのためには，産地組合が資本主義高度化以前から存在していることに着目し，産地組合の形成・変化の過程が考察されなければならない。第2は産地組合の事業内容の意義のとらえ方である。政府による統制という内容を持ちつつ，他面では産地内の機能的結合関係や地域間分業の形成・維持に事業活動がはたした役割が具体的に考察されなければならない。[3]

II．産地組合組織の形成

1）　組合組織の萌芽

明治維新は領主的流通機構を廃止させ，織物生産に大きな変化をもたらした。明治元年5月の「商法大意」は株仲間の廃止を宣言し，5年までに解散が進められてゆく。この結果，生産への参入は自由化され，各産地で生産者が増加したが，これにともなって明治前期の各織物産地は粗製濫造の広がりという大きな問題を抱えることになった。

縮緬の長浜産地では，明治元年から縮緬生産の自由な創業が認められ，4年の廃藩置県にともなって領主的流通機構の要であり金融の中核でもある国産会所が廃止された。こうした変革は産地内に，商業信用の動揺，金融の梗塞，原料前貸の途絶などの流通の混乱と粗製濫造をもたらし，需給の混乱から生産者数の減少が顕在化した[4]。米沢産地においては生産量は増加したが「油揚節機若しくはログート染の如き粗製濫造の製品続出し」という状態であった[5]。

こうした混乱に対する対策として，行政の支援の下に同業者が組合組織(「会社」と呼んだ)を結成し，品質の統制や技術の向上を図ろうとする動きが織物業界の中から生まれてくる。これが織物産地の組合組織の始まりである。伊勢崎産地では，明治9年に業界団体設立の上申書が県に提出され，13年12月に「伊勢崎太織会社」が認可された。設立趣意書には「(生産の)方法確実ならざる時は，詐欺，濫造の弊害を生ずるも亦不知可，因て織元等同心協力，此の申合規則を設け，弊害を未発に防ぎ，専，不欺の物品を製造し」とあり，同会社の申合規則(18年10月)には，社員(組合員)の製品の検査を行うことや，そのための太織縞の規格，違反者への罰則などが明記されている。[6]

岐阜縮緬産地では5年に「岐阜縮緬会社」の設立が業者から県に申請され，6年2月に認可されている。会社規則にはやはり製品の検査を行う旨が記されている。加入者が少なかったので，県は非加入者の営業を禁止する通達を6年に出したが効果がなく，同会社は12年に解散となった。[7]

綿織物の尾西産地では，結城・桟留・佐織・絣・白木綿・帯地・晒布に印紙を貼り，染色の取締，粗製濫造の防止を実施する「愛知会社」の設立が13年に認可されている[8]。同様の目的をもつ綿織物の産地組合組織として，三河産地の三盛会(6年)，播州産地の恵比寿講(14年)，富山産地の製縞組合(14年)，佐野産地の洪益会(15年)などが挙げられる[9]。

---

3) 組合制度は産地産業でない業種も対象としているが，組合数の最も多い織物業をはじめ産地産業のウェートが高く，生産地域ごとに組合が設立される場合が多いので，本研究は組合制度の本質は産地産業においてみられるとの視点に立っている。

4) 芳谷有道「長浜縮緬機業の発達に就いて」『彦根高商調査研究』第45輯，1936年5月，P.28～30。

5) 米沢織物同業組合(編)『米沢織物同業組合史』同組合，1940年，P.213。

6) 伊勢崎織物同業組合(編)『伊勢崎織物同業組合史』同組合，1931年，p.177～197。

7) 合田昭二『岐阜織物史』岐阜織物工業協同組合，1983年，p.33～34。

8) 森徳一郎(編)『尾西織物史』尾西織物同業組合，1939年，p.195～198。

9) 谷原長生(編)『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会，1958年，p.60。

2）準則組合制度の成立

上記の産地組合組織は県の認可によって設立されたが，設立の要件や事業内容の全国的統一を図り，併せて，組合組織の拡大を促進するためには，組合制度の法令が必要と考えた政府は，明治17年11月に「同業組合準則」（農商務省達第37号）を制定した。同準則前文（府県への指示）に，「同業者組合ヲ結ヒ規約ヲ定メ営業上福利ヲ増進シ濫悪ノ弊害ヲ矯正スルヲ図ル者不尠候処往々其目的ヲ達スルコト能ハサル趣ニ付今般同業組合準則相定候」とねらいが述べられている。準則の主な内容は，農・工・商業に従事する同業者を組合員とすること，設立には地区内同業者の4分の3以上の同意が必要であること，設立認可後は地区内同業者は強制加入となること，組合の目的は営業上の弊害の矯正と利益の増進であること，規約の改正には所轄官庁の許可が必要であることなどである。すなわち準則制定の趣旨は，強制加入制度と組合への監督権限を通して行政当局が生産者を間接的に管理し，粗製濫造の矯正を図ることにあった。

各産地ではこの準則に依拠した組合（「準則組合」）が次々と結成された。伊勢崎産地の場合，前記の「伊勢崎太織会社」は明治19年に準則組合に組織変更され，「伊勢崎織物組合」が設立された。事業の中心は組合員の製品検査で，検査受検の義務化，製品の規格，染料の指定がなされた。また，「伊勢崎織物講習所」を組合設立と同時に設置し，織物・染色の技術改良の研究を製品検査と並ぶ粗製濫造対策の柱とした。同組合では絹紡績糸を使用する業者が脱退して26年4月に「改良織物業組合」を設立したが，両者は再び合同して，「伊勢崎織物商工業組合」を結成し，27年1月認可された。その組合の規約では，製品検査の規定が詳細に整備されるとともに，附則で，賃織業者（兼農の織物生産者で，元機屋＝織元から原料の支給を受けて受注生産を行う）は受注に際し契約内容を通帳に明記するよう義務づけ，品質管理の徹底を意図している。[10] 米沢産地では，染色の劣悪化や増量剤による糸の増量などの粗製濫造を警告する産地外からの声に応えて，明治25年10月に準則組合「米沢絹織物組合」が設立された。事業の柱は「製品の精粗差等を判別」する製品検査の実施，職工使用の適正化（職工争奪の防止や不正をした職工の雇用の禁止），市場状況の調査など販路拡張活動であった。検査では染色の良否により等級がつけられた。[11]

また行政当局には準則では制度の整備に不十分との認識があり，府県レベルにおいて準則を補強する試みがなされた。伊勢崎産地のある群馬県は27年1月に「織物業組合取締規則」（県令第10号）を定め，組合の事業内容を同業組合準則よりもさらに詳しく定め，また組合の地区の同業者の強制加入制を明記している[12]。また京都府でも府令「同業組合取締規則」が25年7月に布達され，18年に設立された準則組合「西陣織物組合」など準則組合の強制力が強化された[13]。羽二重の福井産地では，19年にやはり粗製濫造の矯正をねらいとして準則組合「日新織工組合」が発足し，20年に「絹織物組合」と改称して組合員の製品検査を実施した。福井県からの支援も多く，25年には県令「福井県絹織物同業組合取締規則」によって，織物業者及び羽二重商の強制加入が徹底した。さらに同年，組合の羽二重検査所の設立に際し県は年額1千円の補助を行ない，その後も検査事業に対する補助が継続された。[14]

他産地での準則組合の設立の例を見ると，絹織物では「岐阜縮緬組合」（25年），「近江縮緬絹縮業組合」（19年。21年に「近江縮緬業組合」），「秩父絹織物組合」（28年）などが，綿織物では「和歌山綿フランネル織営業組合」（17年），「近江綿縮営業組合」（19年），「名古屋織物商工

10）前掲注6）p.197～205，233～235，243～259。
11）前掲注5）p.213～231。
12）前掲注6）p.277～280。
13）大槻　喬『西陣織物同業組合沿革史』同組合，1939年，p.14～16。
14）福井県織物同業組合（編）『福井県織物同業組合五十年史』同組合，1937年，p.32～33。

組合」(20年),「知多郡木綿組合」(21年),「西遠太物組合」(21年。26年に遠江織物組合),「(播州)多可郡縞木綿業組合」(25年),「岐阜県美濃縞組合」(29年)などがあり,いずれも製品検査による粗製濫造防止を主な事業としている[15]。

かくて同業組合準則は,維新直後に各産地で自生的にスタートした組合組織設立の動きを制度の面から支援し,粗製濫造対策を国の政策として定着させる役割をはたした。事業の骨格は製品検査制度にあり,その基本姿勢はつぎの段階に受け継がれてゆく。

III. 産地組合組織の確立

1) 同業組合法の成立と背景

日本の産地組合制度は,明治30年からの同業組合法の制度,ついで大正14年からの工業組合法の制度によって確立した。この両制度は成立に約30年間の間隔があるが,後者によって前者が廃止されたわけではなく,並立的に存在した。

国民経済の再生産構造が定着する中で,織物業に代表される産地産業はその重要な一環を構成することとなったので,産地産業振興のために,従来の同業組合準則よりも進んだ組合制度の整備が政策課題として登場する。

この政策は輸出品の産地を対象として開始された。明治30年4月,「重要輸出品同業組合法」(法律第47号)が制定された。対象は農商務大臣が認定する重要輸出品の産地で,同業組合の目的は「営業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スル」とされた。そのための事業としては,「検査規程ヲ設ケ組合員ノ営業品ヲ検査スルコトヲ得」と製品検査事業のみを具体的に挙げ,検査規定の違反に対する刑事罰を定め,製品検査機関という性格を鮮明にしている。農商務大臣の権限として,組合設立の指示,検査規程制定の指示,組合の臨検,組合の処分(業務の停止,決議の取消,役員の改選)などが規定され,同業組合準則に比べて著しく具体化・強化されている。その他の内容としては,製造・販売両業者が組合員の資格をもつこと,設立には地区内の同業者の3分の2の同意を要すること,組合設立後は同業者は強制加入となること,組合員の製品検査ができること,組合は営利事業ができないことなどが骨格となっている。準則組合時代は岐阜県美濃縞組合をもち,明治26年から清国むけに綿織物を輸出していた笠松産地で32年2月に設立された「岐阜県美濃縞同業組合」は同法による組合の例である[16]。

明治33年3月に重要輸出品同業組合法は廃止され,「重要物産同業組合法」(法律第35号)が制定された。対象業種を国内向け製品を含む重要物産に拡大し,同業組合制度の浸透をめざしたのである。重要輸出品同業組合法と比べると,組合の内容はほぼ同じであるが,大臣による検査規程制定指示の権限に代わって定款変更の命令権が新たに規定され,政府の監督権は強化されている。

こうして「同業組合」の制度は,上記の二法で二段階に分けて整備されたが,実質的には重要輸出品同業組合法の段階で成立したものということができる。その理由として,両法に規定された同業組合の性格や政府の権限に大きな相違がなく,しかも両法の制定される間隔が短かったことがあげられるが,さらに注目されるのは,重要輸出品同業組合法の附則第19条に「輸出ニ属セサル物品ト雖同業者ニ於テ必要ト認ムルトキハ本法ヲ準用スルコトヲ得」と規定されており,実際にはほとんど輸出品を生産しない産地においても,この法に依拠して同業組合が設立できたことである。その事例としては,西陣産地の「西陣織物同業組合」(31年10月),長浜産地の「濱縮緬同業組合」(31年10月),米沢産地の「米沢絹織物同業組合」(32年7月)があり,準則組合(それぞれ,西陣織物製造組合・近

15) 前掲注9) p.60。

16) 美濃織物史編輯委員会(編)『美濃織物史』美濃織物工業協同組合,1960年,p.41～48。

第1表　設立年別同業組合数

( )内は%

年　次	織物業	その他全業種	合　計
明治30～34年	42(33.6)	101(20.0)	143(22.7)
35～39	30(24.0)	53(10.5)	83(13.2)
40～44	18(14.4)	100(19.8)	118(18.7)
大正1～4	7(5.6)	60(11.9)	67(10.6)
5～9	13(10.4)	100(19.8)	113(17.9)
10～13	10(8.0)	43(8.5)	53(8.4)
14～昭和4	5(4.0)	48(9.5)	53(8.4)
合　計	125(100.0)	505(100.0)	630(100.0)

出典：商工省工務局『重要物産同業組合一覧』日本商工会議所，1930年。
注：対象は昭和4年末時点で現存する，工務局主管の(すなわち製造業者が加入している)同業組合。

江縮緬業組合・米沢絹織物業組合)の改組の形で設立されている[17]。

重要物産同業組合法制定後は，同業組合の設立がさらに促進された。福井産地では33年に従来の準則組合を「福井県絹織物同業組合」に改組した[18]。遠州産地の遠州織物組合は34年に改組されて，「遠江織物同業組合」が設立された[19]。秩父産地でも秩父絹織物業組合が34年7月に「秩父絹織物業同業組合」となった[20]。播州産地では準則組合の強制力の弱さを強化するねらいをもって36年に「播州織同業組合」が設立された[21]。尾西産地では，33年に「愛知県中島郡織物同業組合」が認可され，38年に対象範囲を広げて「愛知県尾西織物物同業組合」となる[22]。

同業組合の設立年をみると，織物業は他の業種に比べて年次の早い組合の割合が高く，産地における同業者の組織化の素地が早くから形成されていたことがわかる(第1表)。

17) 前掲注13)p.19～20，前掲注4)p.33，前掲注5)p.231。
18) 前掲注14) p.33。
19) 田中　誠(編)『遠州輸出織物誌』遠州織物工業協同組合，1950年，p.7。
20) 梅原貞康『秩父織物工業組合史』同組合，1937年，p.26～27。
21) 播州織同業組合『播州織同業組合沿革史』同組合，1928年，p.16～17。
22) 前掲注8) p.201～202。

政府による同業組合設立の命令権が発動された例に，伊勢崎産地があげられる。31年8月11日，群馬県から「明治三十一年七月二十七日，農商務大臣ヨリ伊勢崎織物ニ対シ，明治三十年法律第四十七号重要輸出品同業組合法第十四条ニ依リ，同業組合設置ノ命令アリタルヲ以テ，同法施工細則第三項ニ依リ，創立委員及組合ヲ組織スル営業ノ種類並組合ノ地区左ノ通リニ定ム」(群馬県告示第220号)との告示が出され，同業組合設立が着手された[23]。

このように，同業組合法体制は民間組織を整備する制度とはいえ，政府主導による実質的な行政機構の整備，すなわち「上からの統制機構の整備」という性格をもつ。しかし他方では，産地側からの力が同業組合法体制成立の基盤をなしている面も見逃してはならない。同業組合準則あるいはそれ以前から生産者による検査事業実現の運動があり，それを基盤として法律制定後いち早く，各産地において同業組合の設立が可能となったのである。明治維新以来の各産地における粗製濫造対策の過程を見るとき，同業組合法の制度は行政による監督・統制の理論だけでなく，産地側の論理もまた貫かれた制度であるといえよう。

2) 工業組合制度への過渡期　－共同利用施設経営の開始－

大正後半期になると，同業組合制度が用意していない組合員(とくに生産企業)のための共同利用施設の必要性が各産地で認識されるようになった。

その背景には，第一次大戦の戦中・戦後の輸出をめぐる状況がある。大戦中の織物業は輸出の急増によって好況を謳歌したが，他方で品質低下，大量生産への対応力不足などの問題が顕在化した。また，大戦後，世界的に不況局面に入ると，輸出産業の国際競争力強化のための品質向上・コスト低下が課題となってきた。しかし，

23) 前掲注6) p.280～281。

中小零細企業の多い分野では個別企業の対応力に限界があり，むしろ過当競争による粗製濫造が進むばかりであった。事態の打開のためには共同利用施設経営のような「其の生産過程に遡って之に組織と統制を与え」，生産過程の合理化を実施する事業が必要と認識されるようになったのである[24]。

そうした共同利用施設を推進する制度として大正14年に「工業組合」の制度が成立することになるが，一部の織物産地では，それに先立って「産業組合」の制度を活用して共同利用施設経営が開始されていた。産業組合は農家を主な組合員とする組織で，金融・購買・販売・設備利用の4分野の事業を経営し得ることになっていた（産業組合法第1条）。この制度を利用して織物業の共同利用施設をいちはやく実現したのは播州産地で，織物業者を組合員とする産業組合「播州織信用生産購買販売組合」が明治41年に設立され，県より織物整理機械の貸与を受けて，組合員の共同利用施設として活用した[25]。

大戦後にこの方式はさまざまな産地に広がった。遠州産地では9年からの世界不況の中で中国向け広幅綿織物生産が大幅に衰退したため，中国・インド・東南アジア向けの新製品「縞三綾」の量産が決意された。しかし遠州産地の企業の小規模性が制約となって，大量注文への対応や品質の斉一化・生産費の低下が困難であったため，生産者が産業組合を結成し，生産工程の共同化によって縞三綾の量産・生産合理化を実現することとなった。「永久印」の登録商標が縞三綾の開発者より提供されて，大正12年8月に産業組合「有限責任輸出織物販売利用組合永久社」が認可された。定款には「本組合ハ遠江織物同業組合ニ加入スルモノトス」（第36条の2）と，同業組合との一体性が明記されている。永久社には共同利用工場が2カ所に設置され，織物生産の準備工程である原料糸の染色・漂白・糊付けと，製品の荷造りが行われた。[26]

先行していた播州産地でもこの事業は大戦後に拡大した。同産地の輸出綿織物は，仕上げ工程である整理・加工を大阪に依存してきたが，産地の利益のため産地内に共同利用の仕上げ工場を求める意見が強くなり，産業組合「播州織整理利用組合」が大正13年に設立され，播州織同業組合から1万円の補助がなされて整理工場が14年から開業した[27]。

丹後産地では産業組合方式ではなく，株式会社方式がとられた。同産地では組合による製品検査の実施が遅れていたが，「国練り検査」すなわち精練加工（縮緬の仕上げ工程）と製品検査を産地内で実施する方式を要望する声が大正初期に高まった。精練を京都に依存しているため，一方的な欠陥の指摘や返品など取引上の不利を丹後産地は受けているので，この状況を変えようとしたのである。まず検査機関として，分立していた縮緬の同業組合が合同して大正10年10月に「丹後織物同業組合」が設立された。ついで精練事業については，株式会社を設立し，同業組合員の共同利用機関とする方式が採用された。同業組合はこの会社の株式を保有するほか，年1割の配当を5年間保証するという助成措置を行なって出資者の募集に尽力した。こうして「丹後縮緬精練倉庫株式会社」が14年1月に設立され，昭和3年9月に5カ所の精練工場（組合検査場を併設）が開業した。[28]

しかし，産業組合や株式会社の方式による共同利用施設は，織物産地にとって十分満足できるものではなかった。産業組合や株式会社には製品検査の権限がないため，検査と共同利用施設経営が二元的に管理される煩雑さがあった。さらに産業組合には組合員に対する制裁規定がないため，組織としての活動力に制約があった。このため，同業組合の事業に加えて共同利用施

24）前掲注2）p.90。
25）前掲注21）p.66～67。
26）前掲注19）p.27～33。
27）前掲注21）p.74～77。
28）丹後縮緬同業組合機関紙『丹後縮緬』昭和3年9月号，p.1～4。

設経営をなしうる組合制度が求められた。織物業界からの要請に加えて，政府も輸出産業の生産力強化や，過当競争による粗製濫造への対策の必要性を認識していたので，新たに工業組合の制度を発足させるに至ったのである。[29]

3）工業組合制度の成立

工業組合の制度は，大正14年3月公布の「重要輸出品工業組合法」(法律第28号)によって，まず輸出品生産の分野からスタートした。同法の対象業種は，商工大臣によって指定された22業種で，織物業では綿織物，絹織物，毛織物の3業種(いずれも交織物を含む)の輸出品分野であった[30]。組合員は工業生産者のみで，設立要件は地区内当該生産者の3分の2の同意とされた。事業としては，①組合員の製品・その原材料・設備に対する検査や取締，さらに事業経営に対する制限，②共同利用設備の設置，③組合員の営業に関する指導・研究・調査，があげられ(同法第3条)，同業組合と共通する検査に加えて，新制度の直接のきっかけとなった共同利用設備，および生産調節などのカルテル事業が新たに加わって，工業組合の主要事業を構成することとなった。

同法の成立によって，それまで産業組合方式で共同利用施設を運営してきた織物産地は，直ちに工業組合を設立した。遠州産地では大正15年8月に産業組合が「遠州輸出綿織物工業組合永久社」へと改組された。播州産地では昭和2年7月に一部地域の業者によって「播州織第一工業組合」が設立され，3年9月には産地全体を包括する「播州織工業組合」に拡大された。両産地とも産業組合の共同利用施設は工業組合に継承された。[31]

昭和6年4月，重要輸出品工業組合法は対象業種を「重要輸出品」から「重要工産品」に拡大して，「工業組合法」へと改正された。

工業組合法制定のねらいは，産業合理化にあった。当時の浜口内閣は金解禁・デフレ政策を断行したが，これに伴う不況・国際競争の激化に備えた産業の合理化の必要性を掲げ，その手段として「統制」の強化に踏み切った。政府は5年1月，「臨時産業審議会」に統制の方策を諮問し，「一．企業統制は重要輸出品に限らず一般重要工業に及ぼすを適当とす。二．企業統制の機関は工業者の組合団体に拠るを可とす。」(中小工業に関する臨時産業審議会答申)の答申を得て，統制機関としての工業組合制度を輸出品工業以外にも拡大したのである。[32]工業組合法制定と同じ6年4月1日に，企業間の統制協定(カルテル)の結成を促進して，大企業分野における統制をカルテルを通じて強化することをねらいとする「重要産業統制法」が公布されていることも，工業組合法が統制強化の一環であることを裏付けている[33]。

工業組合法を重要輸出品工業組合法と比較すると，対象業種以外にも大きな改正点がある。第1は組合の事業活動が，組合員からの一定の独立性をもち得るようにした点で，共同利用施設を非組合員が利用したり，組合員からの委託以外の事業活動を行うことが可能になった。ついで，行政官庁がアウトサイダーに対し，組合の統制に従うことを命ずる命令は，弊害除去以外に弊害予防の目的でも出し得るようになり，行政権をバツクとして組合の統制力が強化された。第3に行政官庁に組合に対する処分権(決議の取り消し・役員の解任・事業の停止・解散など)を認め，指揮・監督権限を強化している。これらの改正点は，工業組合に非組合員をも包摂しつつ，事実上の行政機関としてより強く統制機構に組み入れるという政府のねらいを示しているのである。

29) 前掲注19) p.37～41。
30) 前掲注2) p.91。
31) 前掲注19) p.45～47，前掲注21) p.99～100，播州織工業組合(編)『播州織工業組合史』同組合，1940年，p.42～49。
32) 前掲注19) p.103～106。
33) 前掲注2) p.97。

第2表　工業組合数の変化

年　次	工業組合数
大正14年末	20
昭和2年〃	51
4　〃	82
6　〃	152
8　〃	344
10　〃	662
11年9月末	805

出典：有沢広巳『日本工業統制論』有斐閣，1937年，p.194。

工業組合法成立直後から急速な勢いで工業組合は設立されてゆく(第2表)。対象業種は最初が34業種で，12年1月には101業種に達した[34]。織物業は綿・絹・麻，それに同業組合時代をもたない新興の毛・人絹の5種類(いずれも交織物を含む)が最初から指定された。綿・絹・麻・人絹織物の合計で全工業組合の32.3%を占め，規模からみても他産業に比べて大きい組合が多く，織物業は工業組合制度の主力業種となっている(第3表)。

政府は統制機関の整備を目的として工業組合制度を発足させたが，各織物産地側にも工業組合設立のねらいや必然性があった。共同利用施設の開設を希望していた産地にとっては，工業組合制度の成立は懸案実現の好機であった。昭和6年12月に「岐阜縮緬工業組合」を設立した岐阜縮緬産地の場合，設立の目的として強調されているのは，前述の丹後産地と同様(III－2)，産地内精練の未発達(京都に依存)によって産地が受けている不利を是正するために，共同利用の精練工場を設置することであった[35]。長浜縮緬産地においても，精練工程を京都に依存していたため同様の不満があり，共同精練を企図して7年6月に「濱縮緬工業組合」が設立された[36]。

34) 川端　巌『工業組合経営論』森山書店，1937年，p.126～128。
35) 前掲注7) p.137。
36) 濱縮緬工業組合『濱縮緬の現勢』同組合，1937年，p.6～9。

第3表　組合員数規模別工業組合数

(昭和10年末現在)

	綿織物	絹織物	毛織物	麻織物	人絹織物	その他全業種	合　計
200人以上	8	9	－	－	5	23	45
100～199人	15	6	1	－	7	37	66
50～99人	12	11	2	1	7	78	111
30～49人	14	12	1	－	5	80	112
30人未満	56	18	1	－	11	206	292
合　計	105	56	5	1	35	424	626

出典：商工省工務局(編)『工業組合概況』工業組合中央会，1936年。
注：組合数合計は第2表・第4表と一致しない。

工業組合設立についての産地側の論理は，工業組合と同業組合との交代の経緯の多様性にもうかがわれる。遠州では同業組合と工業組合の両方で行われていた輸出製品の検査が昭和5年11月に工業組合に一元化され，いちはやく工業組合中心の体制に転換した。両組合が並存しつつ同業組合の解散が比較的早期になされた産地は岐阜・丹後である。工業組合の認可は岐阜では6年11月(岐阜縮緬工業組合)，丹後では7年1月(丹後縮緬工業組合)であったが，同業組合の解散は岐阜では9年1月，丹後では8年5月に認可され，いずれも事務所・検査場など組合財産は工業組合に譲渡されている。[37]

これらは短期間で工業組合に主導力が移った産地であるが，逆に工業組合法以降も同業組合が主役であり続けた有力産地もある。西陣産地では同業組合のみの時期が続いたが，昭和12年に工業組合員のみに原糸の配給を行うという戦時統制が始まったため「西陣工業組合」が13年2月に設立され，同業組合は同年3月に解散して，財産は工業組合に引き継がれた。伊勢崎産地の場合には，昭和7年9月という比較的早い時期に「伊勢崎織物工業組合」が設立され，同業組合と並立したが，工業組合の担当するのは主として広幅織物の共同販売および共同利用施

37) 前掲注19) p.84，前掲注7) p.140～142，丹後織物工業組合(編)『丹後機業のあゆみ(I)』同組合，1990年，p.22～23。

施設の経営で，小幅織物中心の同産地の組合事業は同業組合に主力があった。この体制は，西陣と同様の背景によって同業組合が15年に機能を停止し，16年2月に解散に至るまで，すなわち戦時統制期まで続いた。また十日町産地も，「十日町織物工業組合」の設立は昭和10年12月と遅く，「十日町織物同業組合」と事務所を一にし，理事長の兼任が続き，昭和15年3月に同業組合は解散した。[38)]

このように工業組合の設立事情を見ると，工業組合法は政府が統制の強化を意図して制定した制度であったが，それに対応して各産地が工業組合中心の体制，すなわち統制の強化の方向をとるかどうかについては，戦時体制が本格化するまでは，産地側に選択をなしうる余地が残されていたのである。

IV. 産地組合の事業活動と織物業の地域構造

1）織物産地と組合の事業活動

同業組合および工業組合の制度は，政府と企業との間に組合という組織を介在させ，組合を実施機関として全国的に中小工業の統制を図る政策であった。この組合は産地という限定された領域を単位として組織される。織物業は多数の産地が近世以来存続し，狭い範囲の産地ごとに特産品的な性格の生産がなされてきたので，産地産業という性格が明瞭な業種である。したがって，組合制度の整備という形での統制政策は，①織物産地内部における各種経営体の相互関係，②織物産地間の分業関係，という二側面において織物業に影響を与え，再編成するという作用を持つ。この①②は織物業の展開の空間的側面を示しており，織物業の地域構造と呼ぶことができる。本章のねらいは，同業組合法・工業組合法の下で組合の事業活動がいかに実施されたかを明らかにし，その活動が戦前期の日本織物業の地域構造をいかに規定したかを考察することにある。

第4表　事業分野別工業組合数

（昭和10年末現在）

	綿織物	絹織物	毛織物	麻織物	人絹織物	その他全業種	合　計
検　　査	107	37	5	1	6	354	510
生産調節	55	53	4	1	26	281	420
価格協定	41	41	4	－	24	267	377
取引先指定	11	－	－	－	1	60	72
共同設備	59	8	－	－	1	145	213
共同購入	24	8	1	1	2	163	199
共同販売	19	13	1	1	3	164	201
金　　融	20	36	－	1	23	146	226
組合実数	112	59	6	1	38	446	662

出典：商工省工務局(編)『工業組合概況』工業組合中央会，1936年。

同業組合の事業活動の中心は，産地組合萌芽期以来の　(a)「検査事業」であり，工業組合ではそれに(b)「共同利用施設の経営」と(c)「事業経営への制限―生産調節や価格協定―」が加わって，三者が主要事業となった(第4表)。こうした事業を核としつつ，両組合とも雇用や賃金に関する協定，共同の購入や販売，金融事業，技術改良，調査や宣伝など多様な事業活動を行った。さらに特別な事業として，行政事務の受託である(d)「納税補助事業」がある。以下では(a)～(d)を対象に各事業の実態と意義を考察する。

ただし，輸出製品や新興部門(人絹織物・毛織物)の検査は，次第に国・県や同(工)業組合連合会による実施へと移行する。さらに輸出製品の生産調節も工業組合連合会が主体であった。これらの経緯は別稿にゆずり，本章の対象は各産地の組合が主体となって事業を実施した分野・時期に限定される。

2）検査事業

組合員の製品・設備・使用原料などに対し，組合が検査を行なう制度である。未受検品や不合

38) 前掲注13) p.131～133，伊勢崎織物協同組合(編)『伊勢崎織物史』同組合，1966年，p.438,472～473．十日町織物同業組合(編)『十日町織物同業組合史』同組合，1940年，p.731～736。

格品は，製品の場合は販売を，原料・設備の場合は使用を禁止するという強制力や，対象品目・検査項目・検査方法・合格基準・違反者への罰則などが定款や諸規則に明文化され，検査員・検査場が組合に置かれる。中心は製品検査で，検査結果は証紙の貼付や製品への押印によって表示される。

検査制度採用の時期は産地によって大きく異なる。早い産地では同業組合の前身の時期にすでに詳細な検査規則が定められ，それを引き継いで同業組合設立時から本格的に検査を実施している。伊勢崎太織会社(準則組合以前)，伊勢崎織物業組合(準則組合)の時期から申合規則や規約に詳細な検査規定を定めていた伊勢崎織物同業組合や，米沢絹織物組合(準則組合)発足時の規約で，組合員の製品検査受検義務を定め，明治30年2月の検査規則によって全製品の検査を実施することとした米沢絹織物同業組合はこうした例である[39]。

十日町織物同業組合はやや遅れた。明治32年の創立時には検査に関する規程がなく，組合が随時実施するにとどまっていた。45年2月から定款に附則を設けて「随時検査」を励行するようになり，大正5年10月から全製品に組合検査場での受検を義務づけ，7年には検査規程が定められた。検査員は県技手の出張制であったが，昭和3年3月から専任検査員を置くようになった[40]。

さらに遅い産地もある。丹後縮緬同業組合では前記の(Ⅲ－2)国練り検査の開始(昭和3年)にともなって，丹後縮緬精練倉庫会社内で組合が実施する製品検査を組合員に義務づけた。西陣では準則組合以前に検査が一時的に行われただけで，製品の多様性もあって組合による検査は長く実施されなかったが，昭和6年に西陣織物同業組合による製品検査が開始された[41]。

検査項目をみると，伊勢崎織物同業組合では，組合員の生産する織物の種類を指定し，織物の種類・組織・染色・原料・製織の良否などの項目を検査した。また組合の承認を得ない染色業者が染色した原料糸の使用を禁止し，さらに新製品を開発したときは組合への届出を義務づけている。米沢織物同業組合では染色に重点をおいて検査が開始され，油や澱粉等を混入した増量が目立ってくると，大正13年に検査の範囲を拡大して規格・製織方法などについても合否基準を定めた。丹後縮緬同業組合での検査の手順は，事故(きずや汚染など)，製織標準(密度・緯糸打ち込み本数など)，量目の3点を検査したのち，検査員2名以上の合議による品位検査を行って合否を決定した。播州織同業組合は，織物に加えて明治43年2月より原料糸の染色の検査をも実施して(染色業者も組合員)，粗悪染料使用の防止につとめた。工業組合の例も同様で，岐阜縮緬工業組合では，製品の検査・合否の表示(定款第46・47条)はもとより，組合員が使用する原材料全体についても，組合の検査に合格したものあるいは組合の指定したものに限定させ(同第51条)，さらに設備についても，禁止又は改善の命令を組合が出すことができる(同第52条)との規程を定めている。[42]

検査員は組合の職員であったが，同業組合制度においては身分の保証は法律に明記されていない。しかし，三河織物同業組合の例では検査員は郡役所の承認を得て採用されている[43]。工業組合制度は検査の厳格性を保持するため，検査員の身分保証と行政機関の監督の強化を図った。すなわち，重要輸出品工業組合法・工業組合法は「検査員ノ選任及解任ハ行政官庁ノ認可ヲ受クヘシ」(両法の第25条)，「工業組合ハ検査員ノ服務ニ関スル規程ヲ定メ行政官庁ノ認可ヲ受クヘシ」(同第26条)，「行政官庁必要ト認ムルトキハ検査員ノ選任又ハ解任ヲ為スコトヲ得」

39) 前掲注6)p.181～205，前掲注5)p.225．282～283。
40) 前掲注38)『十日町織物同業組合史』p.655～656。
41) 前掲注13) p.122～125。
42) 前掲注6) p.286～297，前掲注5) p.282～291，前掲注28) p.35～36，前掲注21) p.47～49，前掲注7) p.346～347。
43) 三河織物工業組合(編)『三河織物同(工)業組合史要』同組合，1936年，p.75。

(同第27条)との条項によって，検査員は実質的に行政官庁(実際には県)に直属する性格を持つように定めたのである。

製品検査の結果である不合格率をみると，伊勢崎織物同業組合では昭和4年・5年とも1.2%で，不合格理由は丈不足・幅不足・織きず・織込不足・染色不良・組織不良などであった。西陣織物同業組合で6年が1.5%で，12年には0.3%に下がっている。縮緬産地の例では，昭和9年の岐阜縮緬工業組合で4.8%，12年の濱縮緬工業組合で1.9%が「格落」であった。[44]

以上のような同業・工業組合による製品検査は，産地内部においては組合を中核とする生産者の機能的結合関係をもたらし，組織としての産地を創り出す。さらに全国的視点からみると，検査制度は産地ごとに存在する製品の規格・標準・生産技術を前提とする故に，各産地の生産品目と生産技術を固定化し，他産地との製品・技術の相違，すなわち特産品化を強めるものとなってゆく。その各産地の生産品目は，近世以来の地域間分業・特産地の形成を歴史的基礎とし，それを継承する性格の強いものであった。したがって，製品検査制度は各織物産地にとって，産地内部における生産者の組織化を強め，さらに産地間における製品分野の地域間分業(いわば「棲み分け」)を維持することによって，織物業の地域構造を歴史的前提の上に固定化する役割を果たしたといえる。

3) 共同利用施設経営

工業組合制度成立の直接のきっかけとなった事業である。織物業の生産工程は，準備・製織・仕上げの三工程に大別でき，基幹工程である製織は組合員(各織物生産企業)が担当するので，共同利用施設は準備工程又は仕上げ工程の分野で設置された。

遠州の永久社が産業組合の施設をひきついで，昭和6年に設置した4カ所の共同利用工場は準備工程，なかでもサイジング(経糸の糊付け)が中心であった。これによって輸出用広幅織物の糊付け工程が手作業から機械化され，品質の均斉化と向上が実現されるとともに生産性が上昇した。さらにサイジングに先行する工程である荒巻や整経，染色工程やその準備であるかせ繰りなどの工程の機械も共同利用工場に設置され，ほかに浜松駅付近に共同荷造場も置かれた。[45]

仕上げ工程の共同利用施設に力を注いだ代表例は縮緬産地で，丹後・長浜・岐阜の三大産地ではいずれも，仕上げ工程である精練を産地内に確立せんとする熱意が工業組合設立のエネルギーとなった(III－3)。丹後縮面工業組合は設立後まもない7年12月に「丹後縮緬精練倉庫株式会社」(前述)を買収して，名実ともに精練事業の共同利用施設経営を確立した。加工料金は検査料金を含むものとして定められ，非組合員には組合員の4倍の料金とした。岐阜産地では，同業組合時代には別法人の形での共同利用施設はなく，岐阜縮緬工業組合の設立によって共同利用精練工場を発足させた。定款に「組合員ノ製品ハ総テ共同施設ノ精練工場ニ於テ精練加工ヲナスヘシ(第37条)」と利用義務が明記され，昭和9年3月に組合事務所と同じ敷地で製品検査と一体化した精練が開始された。長浜縮緬産地はやはり昭和7年6月の「濱縮緬工業組合」の設立で共同利用施設経営がスタートする。8年3月に検査場も含めた組合の精練工場が操業を開始した。[46]

政府は共同利用施設の拡大を重視し，補助金の交付を行なった(第5表)。工業組合制度発足直後は金額は多く，補助金は設備資金の半額程度に達していた[47]。しかし昭和7年度以降は財政事情の悪化によって1組合あたりの金額は大

44) 前掲注6) p.285～295，369～374，前掲注13) p.123～125，前掲注7) p.147，前掲注36) p.30～31。

45) 前掲注19) p.65～67。

46) 前掲注37)『丹後機業のあゆみ(I)』p.18～23，前掲注7) p.139，前掲注36) p.6。

47) 前掲注1) p.142。

第5表　工業組合共同利用設備への政府補助金額

単位：円，（　）内は組合数

年　度（昭和）	綿織物	絹織物人絹織物	その他全業種	合　計
2	148,800(7)	18,800(1)	118,205(5)	285,805(13)
3	157,700(6)	−	58,850(4)	216,550(10)
4	107,900(5)	−	81,680(6)	189,580(11)
5	86,500(3)	−	89,700(8)	176,200(11)
6	160,600(1)	17,300(2)	84,570(8)	262,470(21)
7	79,200(7)	58,050(3)	31,200(5)	168,450(15)
8	76,500(7)	45,200(3)	45,400(9)	167,100(19)
9	7,500(1)	89,300(4)	131,400(18)	228,200(23)
合　計	824,700(31)	228,650(12)	641,005(51)	1,694,355(94)

出典：磯部喜一『工業組合論』甲文堂書店，1936年，p.143～144。

注：最下段の合計欄の（　）内は，2回以上の交付分を除いた組合実数。
大正14年度～昭和元年度は補助金交付なし。

幅な減少を示している。岐阜縮緬工業組合では，機械器具設備総額8.5万円のうちの2.1万円が補助金として交付されている[48]。

共同利用施設経営は，生産加工の大規模化・機械化によって産地内の経営体の生産力の強化・生産の合理化を促進する事業であり，行政権力をバックにした規制という性格をもつ製品検査とは異質な事業である。しかしこの事業は，組合員の生産分野の共通性，産地内部における生産分野の限定性を前提とし，既存の製品分野という枠の中で生産の合理化を指向するものである。したがって，共同利用施設経営は結果的には製品検査と同様に，産地内部においては組合を中核とする生産者の機能的結合を強化し，全国的視野からは近世以来の地域間分業を基礎に産地ごとの生産品目を固定化し，特産地化を強化する役割を果たしたということができる。

しかし工業組合の実施事業の中では，製品検査に比べて，共同利用施設経営の実施率は低い（前掲第4表）。政府の政策意図においては重視され，縮緬など一部の産地では積極的に推進されたが，工業組合の事業全体の中では部分的な役割にとどまっているのである。したがって，共同利用施設経営が織物業の産地組合制度に組み入れられた意義は，準備工程や仕上げ工程のウェートが高く機械化が可能な特定の産地において，生産性を向上させることによって特産地としての地位をいっそう高め，実施率の高い製品検査制度が推進・強化している地域間分業体制をさらに鮮明にする役割をはたすものであった。

4）生産の調節

重要輸出品工業組合法・工業組合法は組合の事業として，「事業経営に対する制限」，すなわち組合内部の協定による生産の調節や価格の操作を挙げている。その意図は，検査制度や共同利用施設経営と同様，粗製濫造の防止・製品の品質の向上にあった。中小零細企業の分野では過当競争による粗製濫造が生じやすいので，競争に秩序をもたせることが必要と認識されたのである[49]。過当競争は維新直後から存在したが，それを生産の調節という手段で抑制する国の政策は，工業組合制度に至って初めて登場することとなった[50]。

織物業においては，協定にもとづく生産の抑制（休業）を「休機」と呼んだ。工業組合制度以前にも休機の例はある。たとえば，丹後縮緬同業組合では大正14年に「機業界不振の状況に鑑み製品調節の意味に於て管内竹野郡支部は三月一日より同十五日迄中郡支部は三月五日より同二十日迄，何れも休機を申合せ，與謝郡支部は三月十五日糸仕舞を為し爾後無期限の休機を申合せたり。」との協定がなされた[51]。しかしこの

48）前掲注7）p.139。

49）吉野信次「工業組合制度に就いて」『工業経済研究』第1冊　1932年，p.26。

50）同業組合法にカルテル行為は明記されていないが，実施の例はある。同業組合による価格統制がそれで，大正5年6月に物価騰貴対策のため農商務省次官通牒により禁止され，昭和8年11月，商工次官通牒で再解禁された（赤松要『産業統制論』千倉書房，1937年，p.309）。しかし，工業組合制度下でのカルテルとは強さ，広がりの点で明らかに異なる。

51）前掲注28）大正14年3月号。

第6表　丹後縮緬工業組合，「強制休機」実施状況

単位：円，（　）内は%

昭和年	期間(月日)	日数	種　類	除外料（1台1日）	補給金（1台1日）	従業員休機手当（1人1日）	休機確保処分	補給金・休機手当支給日数
7	8.15～8.31	17	一斉休機	2円	交付せず			
〃	12.1～12.5	5	〃	〃	50銭	15銭	織機封印	
8	1.16～2.9	25	〃	〃	交付せず		臨機応変	
〃	3.20～3.31	12	〃	50銭				
〃	8.1～8.6	6	〃	1円	50銭	10銭	織機封印	
〃	9.1～9.12(17)	12+5	〃	2円	交付せず	交付せず	〃	
〃	11.26～12.5	10	人絹襟のみ	20銭	40銭	20銭	〃	
9	2.17～2.28	12	一斉休機	2円	60銭	交付せず		
〃	8.23～9.6	15	輸出品を除外	〃	1円	20銭		5日
10	2.4～2.23	20	〃	3円	1.5円	10銭		10日
〃	6.1～6.5	5	〃	1円	1円	25銭		4日
〃	8.12～9.1	21	〃	2.5円	〃	15銭		10日
11	1.1～1.30	30	一斉休機	2円	50銭	10銭		18日
〃	8.30～9.13	15	輸出品を除外	〃	65銭	交付せず		11日

出典：丹後縮緬工業組合『丹後縮緬』各号。
注：8年9月は期間を5日間延長。空欄は不明。

休機は単なる組合員の申し合わせである。組合を実施機関とする休機は工業組合制度成立以降のことで，定款の事業の規定の中に「取引価格ノ協定又生産数量ノ調節ヲ為スコト(岐阜縮緬工業組合定款第35条の3)」のように明文化されている。

丹後縮緬工業組合では定款および事業統制規定によって休機の規則を定めた。休機の方法は，各組合員が生産活動を全面的に停止する「一斉休機」，指定した品目のみ生産を停止する「種類別休機」，所有織機の一定割合のみ休止する「歩合休機」，操業時間を制限する「操業時間短縮」の4種である。納期の切迫など休機が不可能な組合員には除外が認められるが，休機除外料金を組合が徴収する。さらに組合は組合員に織機台数と休機日数に応じて補給金を交付する。従業員に対しても組合から休機手当が交付される。休機を厳格に実施するため，織機の封印，織物消費税査定場(後述)の閉鎖，共同利用施設や検査の休止などの「休機確保処分」を組合が行うことも認められ，さらに違反者には「過怠金」が課された。[52]

こうした規定に基づき，同組合は昭和7年から11年にかけてひんぱんに休機を実施した(第6表)。日数は最長が30日，最短が5日で，在庫や製品価格の変動状況，組合員の経営状態や組合の財政に応じてそのつど定められ，8年9月のように期間が延長された例もある。ほとんどが一斉休機であるが，9年以降，輸出織物を対象から除く方式も実施された。休機除外料金の額も変動が大きい。8年3月の休機では除外料金が低額だったため，組合全機械台数の4割以上の除外申請がなされ，効果が減殺されたとの反省が事後になされている[53]。全体として除外率は低く，7年12月の場合は休機台数9,921台，除外台数39台と実質的に完全実施である[54]。補給金・従業員休機手当も，そのつど状況に応じて金額が定められている。交付日数は休機期間の全日数ではなく，盆や正月(旧暦)の休暇期間および公休日の分は差し引いている。休機確保処分は初回をのぞいて8年中までは織機の封印がなされているが，その後は記録されていない。

以上の「強制休機」のほかに「任意休機」がなされた。これは組合が実施期間を設定し，操

52) 丹後縮緬工業組合機関紙『丹後縮緬』昭和7年8月号。

53) 前掲注52) 昭和8年4月号。
54) 前掲注52) 昭和7年12月号。

業を休止した組合員に台数・日数に応じて補助金を交付する制度で，休業が組合員の自由な判断で行われる点が特色である。したがって統制色は薄く，不採算企業の休業の奨励という性格の事業といえる。任意休機は上記の表の期間中では，10年11月中の15日間，11年5月16日から6月15日の間で15日間の計2回なされた。10年の任意休機は，休業織機の延べ台数が114,656台と，組合全織機台数(13,500台)の8日間一斉休機に等しい高い参加率を示した[55]。

休機は組合財政に負担をもたらす。強制休機が3回，計33日間行われた昭和8年第4事業年度(7月1日～12月31日)の場合，休機補給金が26,545.8円，休機補給金引当金が19,130.73円で，その他の費用とも併せて生産統制事業の負担金は46,575.99円に達した。それでもこの金額は余剰金を出した3事業部門(精練・納税補助・信用)の剰余金総計275,752.48円の16.9%，補給金のみでは9.6%であり，この年度は最終的に59,793.02円の剰余金が生じている[56]。これは精練事業剰余金(261,851.73円)の結果である。休機を効果的に実施するには補給金が不可欠であるが，それは共同利用施設経営による剰余金を有する組合で初めてなしうるわけである。すなわち，工業組合制度で新たに登場した共同利用施設経営と生産の調節は，組合財政の面で相互に密接な関係をもつものであったといえよう。

生産の調節は競争に直接的な制限を加えるという意味で，典型的な統制事業である。国内向け織物産地ではそれが全国的な指令によってではなく，産地ごとの判断で行われたのは，輸出織物業に比べて，製品・原料・流通経路・市場などの点で地域的多様性が著しかった結果である。そうした背景の下で実施された休機は，不況の中での各産地間の生き残り競争が，各産地内における業者の淘汰によってではなく，組合員全体の存続を図りつつなされたことを意味する。こうして競争を回避し，生産が抑制された結果として，産地間の競合も産地の淘汰にまでは至らず，全国的な織物業の地域間分業の大規模な再編成を生産過剰の中にあってもおしとどめて，近世以来の産地間の生産配置・地域間分業が存続され，他方で産地内の組合の求心力はいっそう強化されることとなったのである。

5) 織物消費税と産地組合

織物業の産地組合は，徴税機構の末端としての機能をも有していた。その税は織物消費税である。日露戦争時の非常特別税として明治37年4月，毛織物に消費税が新設され，同年12月には全織物に拡大された。日露戦後も税率の緩和や対象品目の縮小が一時的にあったが，日中戦争が長期化すると再び強化され，昭和25年のシャウプ税制実施によって廃止されるまで織物消費税が存続した。

織物業界はこの税に反対し続けた。税金分の価格上昇による消費の停滞への懸念もあるが，最大の反対理由は納税に要する手数と時間の大きさであった[57]。織物消費税の徴収方法は，製品ごとに標準価格を定め，生産者からの出荷の段階で標準価格の一定率を徴収する課税標準価格の方式が取られたからである。各生産者が税務署に製品を持参して査定をうけ納入する負担を軽減するために，同業・工業組合が査定場(複数のことも多い)を設け，税務官がそこに出張して査定・徴収する方式が広まった。組合による製品検査制度や共同利用施設が整備されると組合員の製品が組合に集まるので，税の査定・徴収の場としても好都合である。組合は査定にともなう設備・人員を提供することとなり，共同利用施設による加工，製品の検査，税の査定，加工料や税の納入が，組合の施設内で一連の作業として運営されるようになってきた[58]。

55) 前掲注52)昭和10年12月号，『丹後縮緬工業組合第七事業年度事業報告書』1937年。p.6～7。
56)『丹後縮緬工業組合昭和8年第四事業年度事業報告書』損益計算書　1934年。
57) 前掲注13) p.56。
58) 前掲注7) p.153～154。

織物消費税徴収への組合の関与は制度発足直後の明治38年から始まっている。米沢絹織物同業組合では，38年1月に納税機関として38カ所の織物貯蔵場(組合に1カ所，大部分は販売業者の宅)の設置を決めた。大正8年4月に織物消費税法にもとづき米沢税務署長から組合に対し，組合の管理する集合査定場を設置し，器具や消耗品を提供すること，組合事務員に徴税事務の補助(納税金額のとりまとめ・押印など)をなさしむこと，という命令が出され，12月から集合査定場での納税が実施された。さらに翌年には延納者から担保を取って組合が代納する制度も発足させた[59]。また問屋や親機から発注した工賃加工(賃織)の製品については，発注者が生産者とみなされて納入義務を負った[60]。

組合の行う徴税業務の費用は，当初はすべて組合負担であったが，組合の費用負担は大きく(明治末期の西陣で1年間約8千円)，政府からの交付金を要望する運動が高まり，大正8年4月に課税対象織物価格の千分の一の交付金が実現した[61]。この交付金が組合財政の収入に占める割合をみると，昭和5年の伊勢崎織物同業組合の「納税手数料交付金」は14.9%，12年の西陣織物同業組合の「国税徴収交付金」は14.4%で，少なからぬ大きさである。昭和11年の丹後縮緬工業組合の納税補助事業の会計は，政府交付金39,806円，延納税金管理による利益29,954円，その他を合わせて合計収入が75,228円，そこから諸経費の合計を差し引いて16,251円の「利益」が得られている。[62]このように納税補助事業は，組合財政の財源としても重要な意味を持つ事業であった。

納税補助事業は組合本来の事業ではないが，国の業務であるだけに組合員を結集する求心力としてはきわめて強力なものであった。さらに製品検査や共同利用施設での加工といった組合の事業と一体化して運営される業務であるために，組合員に対する検査の受検や施設利用への強制力を強め，これらの事業を側面から強化する役割も果たした。織物消費税によって同業組合・工業組合は，統制とは別の側面から事実上行政の末端として位置づけられつつ，産地における生産者の組織的結合の核としての役割が強化され，検査制度や共同利用施設がもたらす生産配置(産地間分業)の固定化を間接的に支える機能を有する結果となった。

59) 前掲注5) p.554～557。
60) 前掲注38)『十日町同業組合史』p.658～659，前掲注7) p.154。
61) 前掲注13) p.59～62。
62) 前掲注6)p.489，前掲注13)p.225～226，前掲注55)『事業報告書』p.8。

V．むすびにかえて

日本の産地組合組織は，中小企業業種の工業製品の品質向上・生産性向上という産業政策の意図から政府が整備した制度によって実現し，発展をとげた。産地組合の制度は，個々の業種・産地の内部の組織化という手段で企業の行動を規制したという点で，また，その強制力を全国共通の法令で定め，政府に強い監督・指示の権限をもたせたという点で，統制政策という性格を有している。

しかし，この統制政策は単なる「上から」の政策として形成されたものではなかった。産地組合に関する諸制度が整備されるプロセスをたどると，法令に先だって組合組織の制度の整備・強化を必要とする状況が各産地に生じ，それに対応して「統制」の制度が整備されたのであることが明らかであり，また組合の対応も産地により多様性があった。こうした意味で「統制」とはいえ，「戦時統制」とは時代的背景のみならず実施方法の点でも明確な異質性をもっている。

高度資本主義経済の特色とされる「組織化」が，産地組合制度という形で，高度資本主義には到達していない明治初期から形成されたはじめたのは，対象が「産地産業」であったためである。産地産業においては同一分野製品生産者の集中立地という立地形態をとるため，製品検査・共同利用施設経営・生産の調節などが，実施

の空間的範囲の限定性の点で容易であり，したがって資本主義発達の早い時期から実現されることとなった。

そしてこのような組織化は，産地産業の形づくる地域構造という視点からみると，産地内の機能的結合関係の強化，産地間分業の固定化をもたらし，産地産業という特色をさらに強化，明瞭化していったのである。

以上のような産地組合制度変遷の経過と意義は，製品に近世以来の特色を有し，産地による製品の相違が明瞭な分野，すなわち織物業では歴史の長い国内向け製品の産地において示されてきた。しかし，他方ではそれとは異なった経過が大正後半期から，輸出織物や新興織物(人絹・毛)の産地において進行する。組合連合会や行政機関による産地組合の機能の吸い上げ，いいかえれば広域的な組織化の実現である。その結果，この分野での組織化政策は，産地間競合容認的に進行し，やがて昭和恐慌を境として一転して競合抑制への転換というプロセスをたどり，産地組合の機能の変化をダイナミックに展開することになるが，この経過の解明には稿を改めなければならない。[63)]

63)『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第43巻　1994年に投稿予定。